

令和3年度

厚木市セーフコミュニティ推進条例

運用状況点検報告書

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

# もくじ

1 令和3年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検結果	
(1) 点検項目1 第4条（市民の役割）関連	2
(2) 点検項目2 第5条（市の責務）関連	3
(3) 点検項目3 第6条（基本計画）関連	4
(4) 点検項目4 第7条（推進体制）関連	5
(5) 点検項目5 第10条（情報の提供）関連	6
3 関連資料	
(1) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績	7
(2) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿	7
(3) 厚木市セーフコミュニティ推進条例	8
(5) 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則	11

令和4年4月4日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 前 場 政 行

職務代理 南 波 正 志

委 員 潮 田 春 男

委 員 佐 藤 夏 奈 子

委 員 曾 我 晶 子

令和3年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書について

厚木市は、平成20年からセーフコミュニティの取組を始め、以降、平成24年に制定された厚木市セーフコミュニティ推進条例に基づき、市民と行政等との協働によるセーフコミュニティの取組が推進され、取組の継続性が確保されています。

厚木市セーフコミュニティ推進委員会では、本条例第8条の規定に基づく条例の運用状況について点検を行った結果、別紙のとおり「令和3年度厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況点検報告書」として取りまとめましたので報告します。

## 厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果

### 【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
--------	-----------------------------	--	------------------------------	------------------------------

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 大学生や高校生の防犯パトロールへの参加は、厚木市の特徴的な取組であり、セーフコミュニティの取組を周知する上でも大変有意義である。</p> <p>(2) セーフティベストの作製枚数が着実に増加しているだけでなく、市内において、そのベストを着用して活動することが浸透してきている。この活動は、事件や事故発生の抑止につながっていると感じる。</p> <p>(3) 各地で青色回転灯搭載車の活動団体が結成されたことは、自分たちのまちは自分たちで守るという強い意志の表れであり、犯罪抑止活動に大いにつながっている。</p> <p>(4) 青色回転灯搭載車によるパトロール活動は、地域に偏りがみられる。地域ごとの事故、犯罪件数等も加味しながら登録団体を増やしていけると良い。まずは、安心・安全に取り組んでいる団体を中心に、パトロール活動の推進を行うことも一案である。</p> <p>(5) 青色回転灯搭載車の登録台数が把握できているのであれば、登録台数の経年変化を示すとより変化が感じられる。</p>
------	--

## 【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) セーフコミュニティ地域安心安全研修会の参加人数は増えているが、もっと興味を持ってもらえるようにアピールできるといい。</p> <p>(2) コロナ禍においてセーフコミュニティ地域安心安全研修会は大変難しい開催であったと思うが、オンライン併用等を取り入れた研修会は工夫を凝らしており評価できる。</p> <p>(3) コロナ禍で市民参加の活動機会が削減されている。工夫して活動していくためにも市の支援はより必要と考える。</p> <p>(4) 高校生や大学生に呼びかけた次世代防犯ボランティア研修会の実施は、工夫を凝らしたものであり、評価できる活動である。</p> <p>(5) 安心・安全セーフコミュニティ推進地区で実施した特徴的な取組を紹介してみてもどうか。</p>
------	--

## 【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

点検結果	<input type="checkbox"/> 順調	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調	<input type="checkbox"/> 不十分	<input type="checkbox"/> その他
------	-----------------------------	--	------------------------------	------------------------------

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 数多くの団体が協議会に関わっていることは、大変良い。</p> <p>(2) コロナ禍においても、セーフコミュニティの諸活動が推進されたことは評価できる。</p> <p>(3) 外傷サーベイランス委員会の取組で小学校において安全授業を実施したことは、高く評価したい。教師とは違う専門家による授業は、子どもたちにとっても有意義な取組である。</p> <p>(4) セーフコミュニティ推進自治体ネットワークの他自治体における成功事例を厚木市の取組に導入してはどうか。</p>
------	--

### 【推進体制】

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	《検討を要する点及び改善が図られている点》 (1) 対策委員会の取組として、小学校や企業にアプローチしていることは大変良い。今後も課題に応じた活動を工夫して進めていくことを期待する。 (2) 3度目のセーフコミュニティ国際認証の取得は、市民協働で安心・安全なまちづくりを目指した活動が評価されたものである。引き続き、気を緩めることなく活動を進めてほしい。
------	---

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
--------	--

2 意見	<p>《検討を要する点及び改善が図られている点》</p> <p>(1) 幅広い情報を様々な場所で発信できている。</p> <p>(2) 情報の入手が困難な方（インターネット等に疎い方や外出しない方等）にも、情報が行き届くようにしてほしい。</p> <p>(3) 情報提供の資料は、よく工夫されている。多くの市民に伝わるよう、今後も内容・提供方法等を工夫していく必要がある。</p> <p>(4) あつぎロードギャラリーにセーフコミュニティコーナーを設置したこと、高齢者の事故予防カレンダーの作成について、これまでにない周知方法であり、高く評価する。</p> <p>(5) 広報紙において、トピックと併せて具体的な事故やけがの防止策を掲載すると、市民の行動も変容するのではないか。</p>
------	---



令和3年度厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議実績

日時	場所	案件
7月28日（水） 10:00～11:00	本庁舎3階 特別会議室	① 委員長及び職務代理の選出について ② 厚木市がセーフコミュニティを始めた「きっかけ」とセーフコミュニティ推進委員会について ③ セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュールについて
2月18日（金）	（書面）	① 今後のスケジュールについて ② セーフコミュニティ推進条例の点検について
3月22日（火）	（書面）	① 今後のスケジュールについて ② セーフコミュニティ推進条例の点検について

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿(敬称略・順不同)

委員任期：令和3年7月27日から令和5年7月26日まで

No.	役職	氏名	選出区分
1	委員長	前場 政行	有識者
2	職務代理	南波 正志	市民公募
3	委員	潮田 春男	有識者
4	委員	佐藤 夏奈子	市民公募
5	委員	曾我 晶子	有識者

## ○厚木市セーフコミュニティ推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

### (基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

### (市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

### (基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその

結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

## ○厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。